

ウォルター・スコット優良成長企業ファンド（資産成長型） 「NISAつみたて投資枠」適用のお知らせ

2026年8月12日

このたび「ウォルター・スコット優良成長企業ファンド（資産成長型）」（以下、「当ファンド」）は、NISAの「つみたて投資枠*」対象商品としてご利用いただけるようになりました。

当ファンドは、スコットランドを拠点とする運用会社ウォルター・スコット社の助言を活用しながら運用しています。同社は1983年の創業以来、徹底した企業調査に基づき、安定した財務基盤と持続的な成長力を有する優良企業への投資を行ってきました。当ファンドはその投資哲学のもと、中長期での収益獲得に資すると考えられる銘柄を厳選し、ポートフォリオを構築します。

また、当ファンドは2026年8月11日付にて、信託報酬の改定を実施しました。

信託報酬：税込1.727% → **税込1.65%**

*NISA口座でのお取扱いは販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



ファンド名	ウォルター・スコット優良成長企業ファンド（資産成長型）
設定日	2021年5月18日（火）
運用管理費用 （信託報酬）	年率1.65%（税込）
取り扱い販売会社 （2026年8月12日時点）	三井住友信託銀行、北洋銀行、ネット証券ほか

ウォルター・スコット優良成長企業ファンド（資産成長型）

※お申込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

■ ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本を含む世界の株式の中から、持続的な成長力を有すると判断される企業の株式に投資し、信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

1

日本を含む世界の株式の中から、持続的な成長力を有すると判断される企業の株式に投資します。

※不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券に投資することがあります。

運用にあたっては、以下の方針を基本とします。

- 個別銘柄について、財務特性やマネジメント、競争優位性等に着目し、組入候補銘柄を選定します。
- ポートフォリオ構築にあたっては、中長期での収益獲得に資すると考えられる銘柄への厳選投資を行なうことを基本とします。

2

運用にあたっては、ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッドから助言を受けます。

ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッドについて

ウォルター・スコット社は1983年、スコットランドのエジンバラにて創業されました。創業者であるウォルター・スコットは独自の運用理念と運用スタイルを当初は主に北米の機関投資家を中心に展開し、徐々にグローバルに事業を拡大してきました。創業時より徹底したリサーチに基づき「持続的な富の創出」に着眼した銘柄選択を行なうアプローチを貫き、持続的な成長を遂げる世界の優良企業に投資を行なっています。

ウォルター・スコット優良成長企業ファンド（資産成長型）

※お申込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

■ ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。
ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。
- マザーファンドにおいて、株式の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- デリバティブ取引(法人税法第61条の5で定めるものをいいます。)は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1. および2. の運用が行なわれないことがあります。

ウォルター・スコット優良成長企業ファンド（資産成長型）

※お申込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

■ ファンドの目的・特色



毎年5月17日および11月17日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

（注）第1計算期間は、2021年11月17日（休業日の場合翌営業日）までとします。

● 分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

ウォルター・スコット優良成長企業ファンド（資産成長型）

※お申込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

株価の変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。 発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。 組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

ウォルター・スコット優良成長企業ファンド（資産成長型）

※お申込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

■ 投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

ウォルター・スコット優良成長企業ファンド（資産成長型）

※お申込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

お申込みメモ

お申込みメモ

購入時

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

換金時

換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

申込について

申込受付中止日	① ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所の休業日 ② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後3時30分まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
購入の申込期間	2026年8月11日から2027年2月10日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けした購入、換金の申込みを取消すことがあります。

ウォルター・スコット優良成長企業ファンド（資産成長型）

※お申込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

お申込みメモ

その他

信託期間	2050年5月17日まで(2021年5月18日当初設定)
繰上償還	●ウォルター・スコット・アンド・パートナーズ・リミテッドと締結した投資助言契約が終了し、マザーファンドが繰上償還することとなった場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年5月17日および11月17日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、2021年11月17日(休業日の場合翌営業日)までとします。
収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信託金の限度額	5,000億円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ(https://www.daiwa-am.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	毎計算期末および償還時に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」および「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※2026年5月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ウォルター・スコット優良成長企業ファンド（資産成長型）

※お申込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 3.3%(税抜3.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.65% (税抜1.50%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.83%
	販売会社	年率0.65%
	受託会社	年率0.02%
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ウォルター・スコット優良成長企業ファンド（資産成長型）

※お申込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

■ ファンドの費用・税金

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対し て20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2026年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

〈参考情報〉ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
ウォルター・スコット 優良成長企業ファンド (資産成長型)	1.74%	1.73%	0.01%

※対象期間は2025年11月18日～2026年5月18日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

〈委託会社〉

商 号 等 大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
加入協会 一般社団法人資産運用業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

当資料のお取り扱いにおけるご注意

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。